

第4章 目標達成に向けた施策展開

1 施策体系

日々の暮らしの中で物を大切にするとともに力を合わせ「循環型社会の形成」に取り組む、SDGs未来都市・江戸川

図4-1 施策体系

協働の推進

共に学び、行動につながるシステムを構築し、区民・事業者・区の協働による循環型社会の形成に向けた取り組みを広げます。

環境学習・意識啓発の促進

【重点施策】

- ・外国人向け普及啓発の拡充
- ・人材育成の推進

協働体制づくり

【重点施策】

- ・えどがわエコセンター実施事業との連携
- ・集団回収の促進

ごみ減量の推進

持続可能な生産消費形態を構築するため、リデュース>リユース>リサイクルの優先順位に基づく3Rの実践により、ごみ減量への取り組みを行います。

食品ロスの削減

【重点施策】

- ・家庭系食品ロスの削減
- ・事業系食品ロスの削減

プラスチックを含めた3Rの推進

【重点施策】

- ・プラスチック資源循環の推進
- ・3Rの更なる推進

適正処理の推進

誰もが安心して気持ちよく生活できる清潔で安全な都市を守るため、ごみの適正処理を推進します。

適正処理の推進

【重点施策】

- ・高齢者や障害者への対応
- ・緊急時における執行体制構築

コスト縮減と負担の適正化

【重点施策】

- ・ごみ処理経費負担の適正化
- ・事業系ごみの自己処理促進

令和13年度までの目標

区民一人1日あたり
収集ごみ量

418gまで削減
(18.3%削減)

2 重点施策

(1) 環境学習・意識啓発の促進

循環型社会の形成を実現するためには、区民一人ひとりがライフスタイルを転換することや、事業者の事業活動を環境に配慮したものに転換することが必要です。

区は、区民・事業者に対して、自発的に循環型社会の形成に向けて取り組めるような情報の提供や学びの機会を提供し、ごみ問題に対する意識啓発を促します。

① 外国人向け普及啓発の拡充

江戸川区では外国人が増加傾向にあり、江戸川区民に占める外国人の割合は2050年には7.9%、2100年には16.5%になると推計されています。外国人が江戸川区のルールを守って適正なごみ出しを行うだけでなく、外国人にもごみ問題の解決に向けて取り組んでもらえるよう、広報媒体の多言語化や「やさしい日本語」の活用など、外国人向けの普及啓発を拡充させます。

② 人材育成の推進

環境問題に関心を持ち自ら進んで行動する人を増やすことも大切です。

そのための取り組みとして、小中学校を対象にカッティングカー（ごみを積む様子が外側から見える清掃車）や環境教育冊子などを使った環境学習を行います。また、町会や自治会などへ積極的に事業のPRを働きかけ、ごみと資源の分別や循環型社会の形成に向けた取組方法などについて、身近な学びの場としての出前講座を行います。そのほかにも、区民のごみ減量意識の向上を図るため、リサイクル施設をはじめ清掃工場や埋立処分場などの見学会を開催します。

(2) 区民・事業者・区による協働体制づくり

ごみ減量の削減目標を達成するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、江戸川区の特長である高い地域力で臨む必要があります。

① 認定NPO法人えどがわエコセンター^{※1}実施事業との連携

えどがわエコセンターが実施してる「もったいない運動えどがわ」「おもちゃの病院」「生ごみリサイクル講習会」「エコカンパニーえどがわ登録」など、ごみの減量に関する取り組みをえどがわエコセンターと連携して推進します。

② 集団回収の促進

集団回収は、地域の住民団体が各家庭から出る資源を持ち寄り、民間事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。区では、未実施団体への働きかけや、実施団体への回収日増や回収品目拡大の働きかけを行います。また、住民の自主的な活動に対して、回収量に応じた報奨金の支給や集団回収ニュースを通じて特色ある活動をしている団体の紹介などを行い、集団回収を支援します。

^{※1} 認定NPO法人えどがわエコセンター・・・江戸川区という地域社会を舞台として、区民、事業者、行政が連携・協働するという新たなパートナーシップのもと、多くの人々に環境にやさしい生活を広げるため全区的に設立する組織です。

(3) 食品ロスの削減

日本では、食品ロスが年間464万t発生していると言われています。世界中の飢餓に苦しむ人々に向けられた世界の食糧援助量は約480万tのため、世界の食料援助量と同じくらいの量の食品が、まだ食べられるのに捨てられてしまっていることとなります。

区では、令和3年6月に江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、区内で発生する食品ロスの量を令和12年度までに平成22年度比で半減することを目標としています。

また国においても、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が改定される予定であることから、改定された方針に基づいた取り組みについて実施検討します。

① 家庭系食品ロスの削減

江戸川区の令和6年度の家庭系食品ロスの発生量は9,000tと推計しています。また、令和6年度家庭ごみ組成調査によると、燃やすごみのなかの生ごみのうち21.8%が食品ロスであり、家庭系食品ロスを削減するための取り組みが必要です。

区では、食品ロス削減推進計画に基づき、30・10（さんまるいちまる）運動の促進やフードドライブ、食べきりレシピの推進などの取り組みを行い、家庭系食品ロスの削減を推進します。

② 事業系食品ロスの削減

食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業などからも食品ロスは発生します。江戸川区の令和6年度の事業系食品ロスの発生量は600tと推計しています。事業系食品ロスについても、家庭系食品ロスと同様に削減していく必要があります。

区では、食品ロス削減推進計画に基づき、食べきり推進店の登録や食品ロス削減推進会議を運営するほか、食品ロス削減の取り組みが他の模範となる事業者を表彰するなどの取り組みを行い、事業系食品ロスの削減を推進します。

(4) プラスチックごみを含めた3Rの推進

プラスチックは日常生活の様々な場面でわたしたちの生活を便利にしてくれている一方で、海洋プラスチックの問題や、プラスチックごみ焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題など、環境に悪影響を与えてしまっています。区では、プラスチックごみを含めて、3Rを更に推進していきます。

① プラスチック資源循環の推進

プラスチックの資源循環を推進するため、マイバッグ運動推進店の拡大などを通じてプラスチックの使用を減らす取り組みを推進します。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行を受けて、製品プラスチックの分別回収とその有効活用を進めていきます。

② 3Rの更なる推進

ごみを減量し、環境への負荷を少なくするため、区民のリデュース、リユース、リサイクルを推進します。

リユースでは、子ども服☆ばとんたっちの実施や地域の情報サイト「ジモティー」を活用した不用品リユースなどの取り組みを行います。リサイクルでは、資源の分別回収や小型家電等のピックアップ回収などを促進します。また、3Rの推進にあたっては、家庭ごみと事業系ごみの両輪で施策を推進します。

(5) 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、安定的に事業が実施されることはもとより、環境負荷の少ない適正な処理を推進します。

① 高齢者や障害者への対応

江戸川区では、人口に占める高齢者の割合が増加傾向にあります。高齢者や障害者など心身にハンディキャップを抱える方でも安心してごみを出せるよう、収集運搬体制を構築することが必要です。増加する戸別訪問収集に対応するための体制確保に取り組みます。

また、高齢化に伴い、生前整理ごみや遺品整理ごみなどへの需要が高まることが想定されます。これらの問題に対応するための体制を構築することも検討します。

② 緊急時の体制強化

ごみの処理は、区民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持という観点から非常時においても継続すべき事業です。災害時におけるごみの処理については、令和2年10月に策定した江戸川区災害廃棄物処理基本計画の見直しを適宜行い、災害時におけるごみの適正処理の実行力向上を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、ごみ処理が安定的に継続できる体制の確保に努めます。

(6) ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化

区は民間活力の導入、処理体制の合理化などにより効率的な清掃事業の運営を行い、ごみ処理の経費削減に努めていくとともに、区民・事業者の理解・協力のもと、ごみ処理経費負担の適正化を図ります。

① ごみ処理経費負担の適正化

区では、粗大ごみや一時大量ごみについては廃棄物処理手数料を徴収し、ごみの処理を行っています。

さらなるごみの削減や処理経費負担の適正化の観点から、粗大ごみや一時大量ごみ以外の家庭ごみの有料化について、他区の動向などをふまえつつ、調査・研究を行います。

② 事業系ごみの自己処理促進

区では家庭ごみの処理に支障がない範囲で、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量10kg未満）について、有料で収集しています。

自己処理責任に基づく事業者のごみ処理を促進するため、令和5年10月の廃棄物処理手数料の改定時に自己処理を行うことが困難な小規模事業者の基準を、「平均排出日量10kg未満」に変更しました。なお、平均排出日量10kg未満を区の収集回数に応じた袋数に換算すると、1回に排出することができるごみは45L袋3袋までとなります。

3 一般廃棄物処理体制

(1) 区が収集する家庭ごみの分別

区が収集する家庭ごみは、表4-2の区分に従って分別、排出するものとします。粗大ごみ、日量10kg以上のごみについては廃棄物処理手数料の支払いが必要となります。

表4-2 家庭ごみの分別収集方法

種別	対象品目	収集頻度	排出方法	収集方法
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、衣類、プラスチック類(資源・容器包装プラスチック以外)、紙おむつ、草花、ゴム・皮革製品など	週2回	ふた付き容器で排出します。中身の見えるごみ袋での排出も可能です。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	集積所回収
燃やさないごみ	金属類、小型家電、ガラス、陶磁器、乾電池、傘など	月2回	ふた付容器で排出します。中身の見えるごみ袋での排出も可能です。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	
資源	古紙(新聞・雑誌類・段ボール・紙パック)	週1回	種類別にひもで束ねて出します。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	
	飲食用のガラスびん、缶		回収用コンテナに入れます。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	
	ペットボトル	週1回	ラベル・キャップを除去し、洗浄および簡易な圧縮をした上で専用のネット袋に入れます。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	
	容器包装プラスチック(トレイ、ボトル容器、カップ容器、パック容器、レジ袋、キャップ類、保護材)	週1回	汚れや銀色の部分のないものを、中身の見えるごみ袋で出します。地域ごとに決められた日の朝8時までに出します。	
粗大ごみ	ふとん、敷物、畳、自転車、家具、電化製品(家電リサイクル法対象品、パソコン除く)など最大辺が概ね30cm以上の物	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込みます。品目ごとに定めた金額分の有料粗大ごみ処理券を購入し、貼付のうえ、指定された日の朝8時までに出します。または、区の粗大ごみ持込施設まで持ち込みます。	戸別収集

(2) 区が収集する事業系一般廃棄物の基準

事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（併せ産廃）のうち、区が収集する
場合があるものは、表4-3の区分によるものとします。

表4-3 事業系ごみの区分

種別	収集方法
事業系一般廃棄物	事業者には自己処理責任（自己持込、又は一般廃棄物処理業者に収集を委託）が課せられていますが、区では家庭ごみの処理に支障がない範囲で、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量10kg未満。）について、有料で収集を行う場合があります。
事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（併せ産廃）	産業廃棄物については、原則として区では収集しません。例外として一部については家庭ごみの処理に支障がない範囲で、有料で一般廃棄物と併せて収集を行う場合があります。 具体的には、産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則プラスチック製造業・加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着したものを除く）、ガラス・陶磁器くずで、自己処理を行うことが困難な小規模事業者（平均排出日量10kg未満。）のものです。

(3) 区が収集できないごみ

表 4-4 区が収集できないごみ

種別	収集方法
危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物、特別管理一般廃棄物に指定される物、処理困難な物	専門業者に委託して処理します。 例：タイヤ、バイク、金庫、消火器、火薬、薬品類、バッテリー、廃油、苛性ソーダなど
家電4品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）	その製品を購入した小売店に引き取りを依頼します。買い替えの場合は新しい製品を購入した小売店に古い製品の引き取りを依頼します。 廃棄時にリサイクル料金などを支払うことになっています。
パーソナルコンピュータ本体、ディスプレイなど	購入したメーカー又はパソコン3R推進センターへ引き取りを依頼します。現在は購入時にリサイクル料金を払うことになっています。
使用済み注射針	江戸川区薬剤師会で回収を行います。 区では、適正処理を推進するための支援を行います。

(4) 区的一般廃棄物処理体制

清掃事務所職員および区所有の清掃車によって、主に家庭ごみおよび一部の事業系廃棄物の収集を行います。清掃車については、一部、民間事業者からの清掃車を使用しています。図4-2のとおり、清掃事務所の技能系職員は清掃移管の平成12年以降減少していますが、民間活力を活用し、安定的な処理体制を維持しています。

江戸川区の一般廃棄物の収集体制は図4-3のとおりです。

図 4-2 清掃事務所技能系職員数

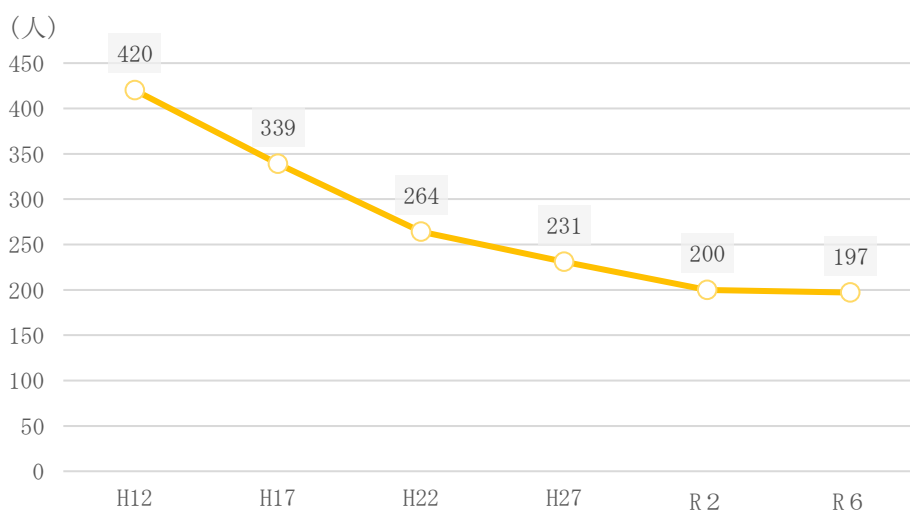
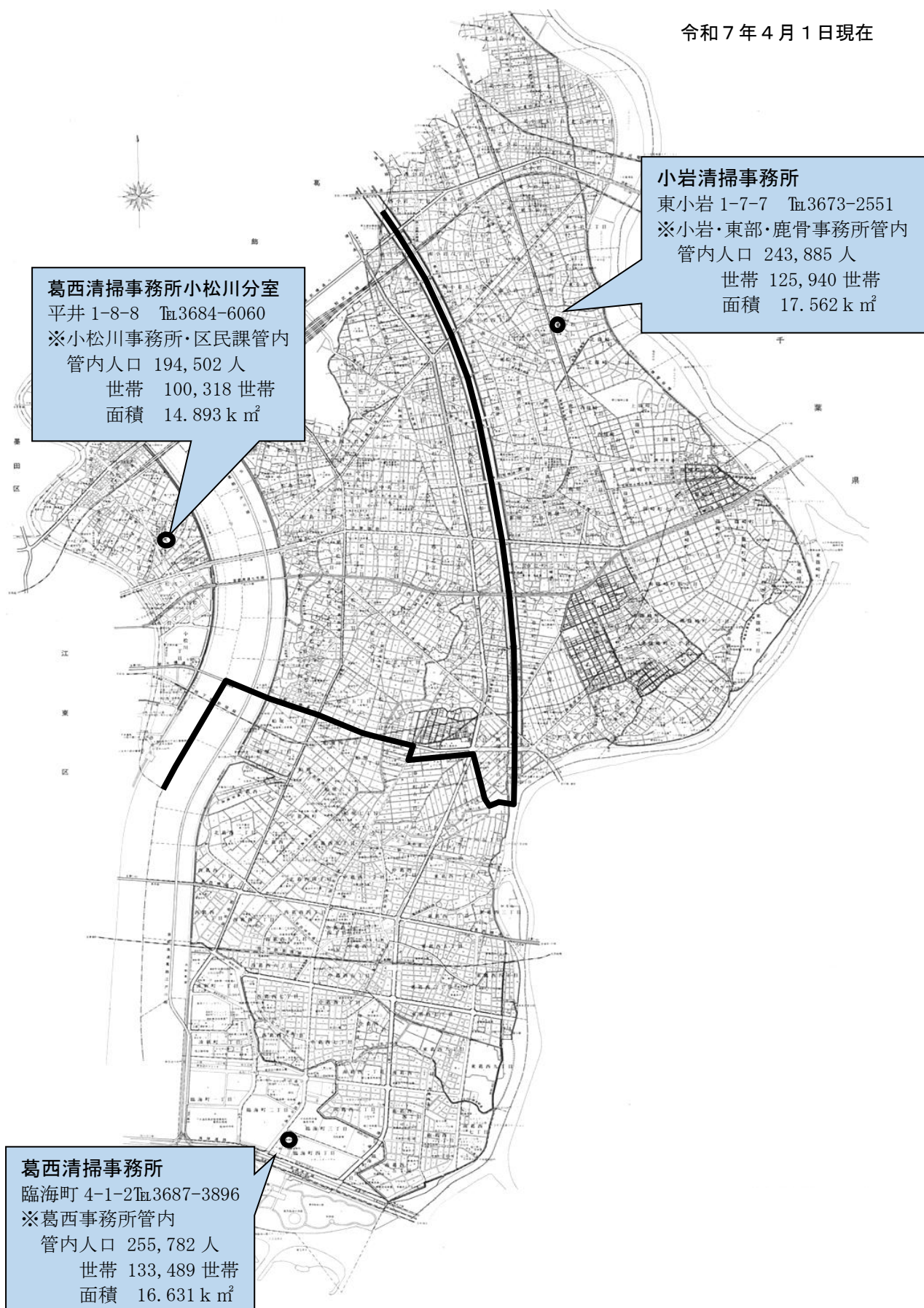


図4-3 区の一般廃棄物収集体制

令和7年4月1日現在



(5) 事業系一般廃棄物（持込ごみ）

江戸川区内の事業者から排出される一般廃棄物は、事業者自らが処理を行うか、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が処理を行います。

一般廃棄物処理業者については、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように許可を行います。そのため、一般廃棄物処理業者が充足している場合は、原則として新規での許可を行いません。

また、一般廃棄物処理業者によるごみの適正処理が行われるよう、区は立入検査などを行い、違反行為を行った一般廃棄物処理業者に対しては、行政指導及び行政処分を行います。

図4-4 事業系一般廃棄物（持込ごみ）の処理の流れ

